



#### 【11.入札参加資格】

令和4・5年度大淀町入札参加資格者名簿(建設工事)の資格業種「舗装工事」に登録のある者のうち、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 入札公告日において次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

- ① 大淀町内に本店を有する者であること。
- ② 「大淀町建設工事に係る格付要領」に基づく令和4・5年度建設工事業者格付名簿で、『舗装工事』の「A級」又は「B級」に位置づけられている者であること。
- ③ 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第3条の規定による「舗装工事業」の建設業の許可を受けている者であること。
- ④ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(審査基準日が第4に定める競争入札参加表明書の提出日前より1年7ヶ月以内のものうち直近のものとし、本契約締結日まで有効なものに限ります。)において「舗装工事」について審査を受けている者であること。

(2) この工事を行う期間中、次に掲げる条件を満たす「舗装工事」の主任技術者を1名配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置すること。(請負金額が4,000万円以上の場合には専任の技術者を配置しなければなりません。)

① 主任技術者にあつては、次のいずれかに該当し、競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。

- i) 実務経験を有する者(高等学校の指定学科卒業後5年以上、高等専門学校及び大学の指定学科卒業後3年以上、その他10年以上)
- ii) 1級又は2級国家資格者 等

② 監理技術者にあつては、1級国家資格者等であり、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者で、競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。

(3) この工事を行う期間中、1級又は2級舗装施工管理技術者の資格(一般社団法人日本道路建設業協会が交付する資格者証又は財団法人道路保全技術センターが交付した資格者証で有効期限以内のもの。以下同じ。)を有する者を配置すること。なお、この技術者は競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と3ヶ月以上の直接的雇用関係にあること。この技術者は(2)に定める技術者を兼ねることができます。